平成２１年（フ）第９７７号
北九州市八幡西区真名子１丁目10番34号
債務者　門田加代子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７９号
北九州市小倉北区上到津４丁目11番26―201号
債務者　髙尾渡志子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８０号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南20番３号
債務者　松本　幸春
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南20番３号
債務者　松本寿美代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８２号
福岡県遠賀郡水巻町二東２丁目６番３号
債務者　阿曽沼　悟
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９９８号
北九州市小倉南区南方３丁目13番20―202号
債務者　大曲栄二郎
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１００８号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目８番38号
債務者　廣瀬ミトカ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０１０号
北九州市小倉南区長尾４丁目31番11号
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３４号
北九州市八幡西区松寿山１丁目10番13号
債務者　菅江　茂和
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３８号
北九州市門司区大字畑2180番地１
債務者　城元絵里奈（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４６号
北九州市若松区東二島４丁目２番２―303号
債務者　野沢　睦子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７２号
熊本市楠２丁目13番50号
債務者　山下　光浩
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９９号
熊本県宇城市三角町里浦1711番地１
債務者　河野　義孝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６７号
熊本市八分字町2792番地
債務者　藤原　秀喜
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７７８号
熊本市龍田１丁目23番96号
債務者　坂本　和博
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７８７号
熊本県熊本市御領１丁目２番38号
債務者　森山　博子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８８号
福島県郡山市町東１丁目198番地
債務者　鈴木　有紀
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
福島県郡山市安積町荒井字東北井４番地の４
債務者　中川　嘉昭
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係